



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(3件)	障 害 福 祉 課
・ 漁船損害等補償法に基づく付保義務発生	漁 業 振 興 課
・ 道路の区域変更(5件)	道 路 維 持 課
・ 道路の供用開始(7件)	〃
・ 都市計画事業の事業計画の変更認可	〃
・ 廃川敷地等の発生	河 川 課
・ 証紙売りさばき人の指定の一部改正	会 計 課
◎ 公 告	
・ 地籍調査の成果の認証	土 地 対 策 室
・ 県営土地改良事業変更計画の決定	農 村 整 備 課

告 示

長崎県告示第171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)を担当させる指定自立支援医療機関(病院又は診療所)として次のとおり指定した。

令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ひなみこどもクリニック	西彼杵郡時津町日並郷1303-7	令和3年3月1日

長崎県告示第172号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)を担当させる指定自立支援医療機関(薬局)として次のとおり指定した。

令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ふたば調剤薬局	雲仙市国見町多比良乙413	令和3年3月1日
八木原薬局	西海市西彼町八木原郷字南1526番地3	令和3年3月1日

長崎県告示第173号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定した。

令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
合同会社 訪問看護ステーションつばめ	大村市大川田町463-1 A棟	令和3年3月1日

長崎県告示第174号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

加入区

上五島町加入区

長崎県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 湯ノ本芦辺線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市芦辺町中野郷仲触字寺池1382番1地先から 壱岐市芦辺町中野郷東触字星坂727番1地先まで	前	5.3~18.5	1060.0	
	後	7.9~31.0	1038.0	

長崎県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 湯ノ本芦辺線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市勝本町百合畑触字百合草畑107番1地先から 壱岐市勝本町立石南触字濱田1161番6地先まで	前	16.0~63.9	94.7	
	後	15.3~63.9	94.7	

長崎県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 日ノ島猿浦線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町若松郷字竈ノ浦457番25地先から 南松浦郡新上五島町若松郷字竈ノ浦455番20地先まで	前	7.4~33.9	102.7	
	後	11.9~43.9	100.8	

長崎県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 384号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字越首985番10地先から 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字越首985番10地先まで	前	27.3~32.0	5.9	
	後	27.3~32.0	5.9	

長崎県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 瀬浦厳原港線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市厳原町内山字大谷1番2地先から 対馬市厳原町内山字大谷1番2地先まで	前	22.1~28.1	42.6	
	後	22.1~37.3	42.6	

長崎県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 瀬浦厳原港線	対馬市厳原町内山字大谷1番2番地先から 対馬市厳原町内山字大谷1番2番地先まで	令和3年3月9日

長崎県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	対馬市美津島町雞知字千馬ヶ原301番地先から 対馬市美津島町雞知字千馬ヶ原301番地先まで	令和3年3月10日

長崎県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 瀬浦厳原港線	対馬市厳原町内山字下モ大段146番1地先から 対馬市厳原町内山字下モ大段150番1地先まで	令和3年3月10日

長崎県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 499号	長崎市布巻町字瓜生川934番5地先から 長崎市布巻町字中ノ間929番1地先まで	令和3年3月9日

長崎県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	島原市亀の甲町乙1696番4地先から 島原市亀の甲町乙1690番1地先まで	令和3年3月9日

長崎県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐々鹿町江迎線	佐世保市鹿町町深江678番8地先から 佐世保市鹿町町土肥ノ浦36番4地先まで	令和3年3月9日

長崎県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 津和崎立串線	南松浦郡新上五島町津和崎郷字立瀬588番276地先から 南松浦郡新上五島町津和崎郷字立瀬588番152地先まで	令和3年3月9日

長崎県告示第187号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

- 1 施行者の名称
長崎市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成26年長崎県告示第692号
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業
3・3・158号 長崎駅中央通り線
- 3 施行期間
自 平成26年7月11日 至 令和5年3月31日
- 4 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

長崎県告示第188号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じた。
その関係図面は、長崎県土木部河川課に備え置いて縦覧に供する。
令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

- 1 河川の名称
二級河川長与川水系高田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和3年3月9日
- 3 廃川敷地等の位置
西彼杵郡長与町高田郷字上高田1419番1地先
西彼杵郡長与町高田郷字上高田1419番5地先
西彼杵郡長与町高田郷字上高田1421番6地先
西彼杵郡長与町高田郷字帯田1659番2地先
西彼杵郡長与町高田郷字中曾根3165番1地先
西彼杵郡長与町高田郷字中曾根3174番地先
西彼杵郡長与町高田郷字岡崎3443番9地先
西彼杵郡長与町高田郷字上高田1421番6の一部
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 634.89平方メートル

長崎県告示第189号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和3年3月1日から適用する。
令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

表中54の2の項中

「

54の 2	壱岐地区交通安全協会 会長 白川 勇一	壱岐市郷ノ浦町本村触551 番地	壱岐市郷ノ浦町本村触551番地 壱岐警察署内	壱岐市
----------	------------------------	---------------------	---------------------------	-----

」

を

「

54の 2	一般社団法人壱岐市交通安全協会 代表理事 白川 勇一	壱岐市郷ノ浦町本村触551 番地1	壱岐市郷ノ浦町本村触551番地1 壱岐警察署内	壱岐市
----------	-------------------------------	----------------------	----------------------------	-----

」

に改める。

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
対馬市	H29年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 飼所第2	令和3年3月1日
対馬市	H29年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 濃部第3	令和3年3月1日
雲仙市	R元年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 雲仙市 北本町第1	令和3年3月1日

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、福島2期地区県営土地改良事業計画（ため池整備工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年3月9日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）
福島2期地区土地改良事業変更計画書
- 縦覧期間
令和3年3月9日から令和3年3月29日まで
- 縦覧場所
松浦市役所農林課及び松浦市役所福島支所地域振興課

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント
田宏弥